

## 第2節 環境教育・環境学習等の推進

地球温暖化をはじめとする地球的規模での環境問題や都市・生活型公害は、我々の通常の事業活動や日常活動が大きな影響を与えていることから、その解決に向けては、一人ひとりが環境に配慮した自発的な取り組みを行い、それを生活習慣として身につける必要がある。

このため、各主体が環境学習・教育を通して、環境に対する意識を高め、環境にやさしいライフスタイルを提案し、県民の共通認識として、新しい豊かさを持った、健康で文化的で環境に配慮した「ひょうごエコ・ライフスタイル」を創造する。

### 1 環境教育・環境学習の推進

環境学習・教育を促進するための事業を推進し、ひょうごエコ・ライフスタイルの創造に向けて、家庭や職場、学校等の様々な場で環境について学習できるシステムをつくる。

また、すべての人が環境問題を考えるための知識や経験を持てるよう、学習・教育活動の充実を図る。

- (1) 多様な主体のニーズに応じた学習プログラムを作成するとともに、これに基づいて様々な形で情報や学習の機会を提供していく。
- (2) 生涯学習リーダーバンクや講師派遣団の活用を図るなどして、環境学習・教育に関する活動を実践する際のリーダー等の養成及び派遣を進める。
- (3) 県民を対象とした自然保護セミナー等の開催や、県内4年制大学による大学連携「ひょうご講座」などに環境をテーマとした講座を開設する等、社会教育での環境学習を進める。
- (4) 環境関連施設での学習や豊かな自然環境などにふれる体験型の環境学習の機会を提供するエコツーリズムを推進する。
- (5) 瀬戸内海など地域に関わりが深く、大きな特徴をもった自然を対象とする等により、地域に密着したテーマに基づく環境学習を推進する。

### 2 環境情報の提供

環境教育・環境学習の推進や事業者、住民、民間団体による自主的積極的な環境保全活動の促進に資するため、最新の情報を総合的、体系的に収集・整備し、様々なニーズに対応した正確かつ適切な情報の提供に努める。

また、各主体が容易かつ迅速に情報を入手できるよう、多様な媒体を活用するとともに、情報システムによる提供体制の充実を図る。なお、情報提供にあたっては、環境の保全や各主体の権利、利益等への配慮を行うほか、情報の保護についても十分留意する。

- (1) 環境情報の体系的な整備（データベース等の整備）

「環境情報総合システム」の活用によりデータの管理、整理を行い、環境行政の